

## マージン率などの情報について

- ① 2026年6月 1 日付け 派遣労働者数 1 人
- ② 2025年度 派遣先事業所数(実数) 1 事業所
- ③ 2025年度 労働者派遣に関する料金の額の平均額 25,714円(8時間 全業務平均)
- (注) 直近の事業報告書の派遣料金の平均額  
事業報告で報告したすべての業務についても記載する
- ④ 2025年度 派遣労働者の賃金の額の平均額 17,142円(8時間 全業務平均)
- (注) 直近の事業報告書の派遣労働者の賃金の額  
事業報告で報告したすべての業務についても記載する
- ⑤ 2025年度 マージン率平均 33.3%
- ⑥ 派遣労働者のキャリア形成支援制度に関する事項

訓練内容 (注) キャリアアップに資する教育訓練に関する計画内容を示すこと

| 訓練種別      | 対象者となる派遣労働者<br>雇入時・派遣中・待機中など | 訓練方法<br>OJT・OFF-JT | 訓練費用負担額<br>無償・有償 | 賃金支給<br>有給・無給 |
|-----------|------------------------------|--------------------|------------------|---------------|
| 新規採用者訓練   | 雇入時                          | OFF-JT             | 無償               | 有給            |
| OA 機器操作訓練 | 派遣中                          | OJT                | 無償               | 有給            |
| リーダー就任研修  | 待機中                          | OFF-JT             | 無償               | 有給            |

キャリア・コンサルティング相談窓口及び連絡先 相談窓口 笠井 電話番号 06-6709-5316

- ⑦ その他労働者派遣事業の業務に関し参考となる事項(福利厚生など)

- ⑧ 派遣労働者の待遇の決定に係る労使協定を締結しているか否かの別

☐ 労使協定を締結していない

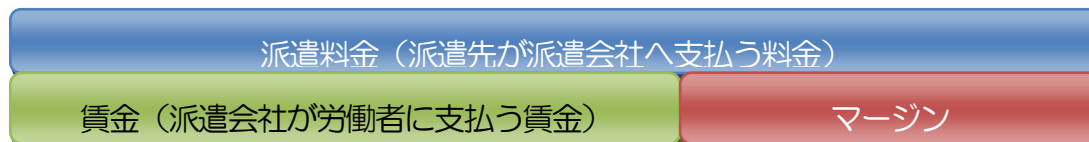
☒ 労使協定を締結している ( 協定書の有効期間終期 令和09年3月31日 )

・協定労働者の範囲 ( 施工管理業務に従事する従業員等 )

会社名 株式会社 笠井工務店  
許可番号 派27-302871

## 1 情報提供すべき事項

- (1) 派遣労働者の数
- (2) 派遣先の数
- (3) マージン率



$$\text{マージン率（\%）} = \frac{\text{派遣料金の平均額} - \text{派遣労働者の賃金の平均額}}{\text{派遣料金の平均額}} \times 100$$

※小数点以下一位未満 四捨五入

- (4) 派遣料金の平均額
- (5) 派遣労働者の賃金の平均額
- (6) 教育訓練に関する事項
- (7) その他労働者派遣事業の業務に関し参考となると認められる事項  
マージン率の詳細な計算結果などを追加的に情報提供しても差し支えありません。

なお、労働者派遣の期間の区分ごとの雇用安定措置を講じた人数等の実績、  
教育訓練計画についても、インターネットの利用等により情報提供することが  
望ましいとされました。

### 《追加項目》令和2年4月1日より以下の項目が追加されました！

- (8) 派遣労働者の待遇の決定に係る労使協定を締結しているか否かの別

- ☐ 労使協定を締結していない
- ☐ 労使協定を締結している

- ・協定書の有効期間終期 令和〇年〇〇月〇〇日
- ・協定労働者の範囲（例：プログラマー業務に従事する従業員 等）

※上記の内容に変更があったときは、速やかに情報提供することが必要です。

## 2 情報提供の方法等

情報提供の方法は、事業所への書類の備付け、インターネットの利用その他の適切な方法により行ってください。特に、マージン率及び労使協定の締結の有無等についてはインターネットの利用によることを原則としてください。（派遣元事業主が講ずべき措置に関する指針第2の14）自社でホームページ等を有していない場合については、『人材サービス総合サイト』を活用してください。

情報提供は、少なくとも、毎事業年度終了後可能な限り速やかに前年度分の実績を公表することが必要ですが、情報公開を積極的に進める観点から、派遣元事業主の判断により、当年度分の実績を追加的に情報提供しても差し支えありません。

※実績がなかった場合でも、その旨を公開してください。